

基本的方向ごとの検証(総括表)

10の基本的方向		
主な施策	主な施策の進捗状況評価	総合評価

〈基本的方向1〉
市民一人ひとりの環境保全活動の実践及び地域の環境保全活動への参加促進

(1)地域の環境特性を活かした各種環境啓発事業の実施	★★ (2.1)	★★ (2.3)
(2)自主的な環境保全活動に対する補助事業	★★ (2.4)	
(3)気軽に環境について学ぶことができる講座の実施	★★ (1.7)	
(4)環境保全活動を実践するための場の提供	★★★ (3)	
(5)環境保全活動実践を広げていくための啓発事業	★★ (2.3)	

〈基本的方向2〉
地域における環境保全活動をつなぎ広げていくことができる、リーダーやコーディネーターの育成

(1)市民団体・事業者等と連携を図りながら、リーダー等を育成する講座等の実施	★★ (2)	★★ (2.3)
(2)地域での自主的な特徴ある活動やすばらしい活動を行っている人や団体の表彰	★★ (2)	
(3)環境教育・学習を推進できる人の発掘・紹介	★★ (2)	
(4)リーダーやコーディネーターが活動する場の提供	★★★ (3)	

〈基本的方向3〉
あらゆる世代・対象者に対応した環境教育・学習プログラムの充実

(1)幼児期、小学校低学年を対象とした、感性に訴えるプログラムの充実	★★ (2)	★★ (1.9)
(2)実体験を重視したプログラム(自然と触れ合う、環境美化活動、ごみ減量・リサイクル活動など)の充実	★★ (2.4)	
(3)エネルギー教育、食育(「農・食・いのち」の教育)の視点を取り入れたプログラムの充実	★★ (2)	
(4)高校生・大学生・社会人に対応したプログラムの充実	★ (1)	

〈基本的方向4〉
市民への客観的で正確な最新情報の提供及び市民に関心が低い項目に関する、伝達手段(メディアの活用)と伝達内容(受け手側のニーズの把握等)の工夫。

(1)まもる一む福岡等の既存の環境教育・学習施設の内容充実	★★ (2.2)	★★ (1.6)
(2)様々なメディアを利用して客観的で正確な最新の環境情報の発信	★★ (2.2)	
(3)情報の受け手側のニーズの把握及び情報発信内容の工夫の実施	★★ (2)	
(4)環境教育・学習に関する総合相談窓口設置の検討	— (0)	

〈基本的方向5〉
まもる一む福岡やリサイクルプラザ、油山自然観察の森などの市の環境教育・学習に関する施設が持つプログラムの有機的連携及び民間の関連施設との連携・協力

(1)民間の施設も含めた環境教育・学習施設が持つプログラムの調査及び、それらを有機的に連携させたプログラムの作成	★★ (2.1)	★★ (2.1)
--	-------------	-------------

10の基本的方向		
主な施策	主な施策の進捗状況評価	総合評価

〈基本的方向6〉
環境教育・学習において大きな役割を担っている市民団体の活動支援

(1)活動の場の提供・充実	★★ (1.5)	★★ (1.9)
(2)環境市民ファンド等による活動に応じた助成	★★ (2)	
(3)他の市民団体等との情報交換のための、市環境局ホームページ上での情報交換の場の設置や交流会の開催などの検討及び市民団体等間のネットワーク化の支援	★★ (2)	
(4)市民団体からの企画提案による行政との共働事業の実施検討	★★ (2)	

〈基本的方向7〉
事業者への簡易な環境マネジメントシステムの導入推進をはじめとした情報提供及び事業者間の環境分野の共同による取組の支援

(1)事業者の環境に配慮した行動を促進するための情報提供	★★★ (2.4)	★★ (2.1)
(2)環境に配慮した優れた取組等を実施している事業者の表彰	★★ (2)	
(3)エコアクション21などの簡易な環境マネジメントシステムの導入推進	★★ (2)	
(4)事業者間の環境分野の共同による取組の推進	★★ (2)	

〈基本的方向8〉
市民団体・事業者等との共働による事業の企画・実施及び定期的な事業の評価による、より計画的・効果的な施策の推進

(1)市民・市民団体・事業者等で構成される福岡市環境教育・学習計画推進協議会における定期的な環境教育・学習施策の評価・点検の実施	★★ (2)	★★ (2.2)
(2)協議会の作業部会設置による、環境教育・学習プログラムの具体的な内容検討等の実施 ※市民・団体・事業者等の参画による事業	★★ (2.3)	

〈基本的方向9〉
小学校や中学校での環境教育・学習の視点をもった教科学習と、それらを発展させた総合的な学習の時間での実践の推進及び教員が環境について体系的に学ぶことができる場の検討。
高等学校や大学における環境教育・学習の推進

(1)小学校等への環境教育・学習の様々なプログラムの提供及び関係機関との連携によるプログラムの充実	★★★ (2.6)	★ (1.2)
(2)学校への環境教育・学習に関する情報提供の充実	★ (1)	
(3)小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場の充実	— (0)	
(4)高等学校や大学における環境教育・学習の推進	★ (1)	

〈基本的方向10〉
市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政などの各主体のネットワーク化の推進及び各主体が連携した環境教育・学習の取組の充実

(1)市民団体・事業者等との共働による環境保全に関する取組の充実	★★ (2.2)	★★ (1.6)
(2)市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政等が福岡市の環境について意見交換を行う場の設置	★★★ (2.5)	
(3)学校と地域が連携し、一体となって地域の問題を解決する取組の推進・支援	— (0)	